

令和2年度

橋本市予算

和歌山県橋本市

目 次

1. 一般会計予算	1
2. 国民健康保険特別会計予算	8
3. 住宅新築資金等貸付事業特別会計予算	11
4. 駐車場事業特別会計予算	14
5. 墓園事業特別会計予算	17
6. 農業集落排水事業特別会計予算	20
7. 土地区画整理事業特別会計予算	25
8. 介護保険特別会計予算	28
9. 後期高齢者医療特別会計予算	32
10. 工業団地造成事業特別会計予算	35
11. 水道事業会計予算	40
12. 下水道事業会計予算	43
13. 病院事業会計予算	46

一 般 会 計 予 算

令和 2 年度 橋本市一般会計予算

令和 2 年度橋本市の一般会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第 1 条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ 25,825,152 千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第 1 表 歳入歳出予算」による。

(債務負担行為)

第 2 条 地方自治法第 214 条の規定により債務を負担する行為をすることができる事項、期間及び限度額は、「第 2 表 債務負担行為」による。

(地方債)

第 3 条 地方自治法第 230 条第 1 項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第 3 表 地方債」による。

(一時借入金)

第 4 条 地方自治法第 235 条の 3 第 2 項の規定による一時借入金の借入れの最高額は、2,000,000 千円と定める。

(歳出予算の流用)

第 5 条 地方自治法第 220 条第 2 項ただし書の規定により歳出予算の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

(1) 各項に計上した給料、職員手当等及び共済費（賃金に係る共済費を除く。）に係る予算額に過不足を生じた場合における同一款内でのこれらの経費の各項の間の流用

令和 2 年 2 月 25 日 提出

橋本市長 平 木 哲 朗

第 1 表 歳 入 歳 出 予 算

歳 入

(単位：千円)

款	項	金 額
1 市 税		6,512,506
	1 市 民 税	2,940,035
	2 固 定 資 産 税	2,635,771
	3 軽 自 動 車 税	212,821
	4 市 た ば こ 税	345,471
	5 入 湯 税	1,224
	6 都 市 計 画 税	377,183
	7 特 別 土 地 保 有 税	1
2 地 方 譲 与 税		254,744
	1 地 方 揮 発 油 譲 与 税	66,000
	2 自 動 車 重 量 譲 与 税	172,000
	3 森 林 環 境 譲 与 税	16,744
3 利 子 割 交 付 金		19,000
	1 利 子 割 交 付 金	19,000
4 配 当 割 交 付 金		44,000
	1 配 当 割 交 付 金	44,000
5 株 式 等 譲 渡 所 得 割 交 付 金		37,000
	1 株 式 等 譲 渡 所 得 割 交 付 金	37,000
6 地 方 消 費 税 交 付 金		1,269,000
	1 地 方 消 費 税 交 付 金	1,269,000
7 ゴ ル フ 場 利 用 税 交 付 金		22,000
	1 ゴ ル フ 場 利 用 税 交 付 金	22,000
8 自 動 車 税 環 境 性 能 割 交 付 金		28,933
	1 自 動 車 税 環 境 性 能 割 交 付 金	28,933
	2 自 動 車 取 得 税 交 付 金	0
9 地 方 特 例 交 付 金		74,389
	1 地 方 特 例 交 付 金	74,389
	2 子 ども・子 育 て 支 援 臨 時 交 付 金	0
10 地 方 交 付 税		8,100,000
	1 地 方 交 付 税	8,100,000
11 交 通 安 全 対 策 特 別 交 付 金		4,000
	1 交 通 安 全 対 策 特 別 交 付 金	4,000
12 分 担 金 及 び 負 担 金		145,474

(単位：千円)

款	項	金 額
	1 分 担 金	9,777
	2 負 担 金	135,697
13 使 用 料 及 び 手 数 料		339,872
	1 使 用 料	233,264
	2 手 数 料	106,608
14 国 庫 支 出 金		3,168,673
	1 国 庫 負 担 金	2,231,652
	2 国 庫 補 助 金	913,436
	3 委 託 金	23,585
15 県 支 出 金		2,163,050
	1 県 負 担 金	1,142,396
	2 県 補 助 金	810,433
	3 委 託 金	210,221
16 財 産 収 入		20,634
	1 財 産 運 用 収 入	20,629
	2 財 産 売 払 収 入	5
17 寄 附 金		182,741
	1 寄 附 金	182,741
18 繰 入 金		1,503,061
	1 特 別 会 計 繰 入 金	3
	2 基 金 繰 入 金	1,503,058
19 繰 越 金		1
	1 繰 越 金	1
20 諸 収 入		468,574
	1 延 滞 金、加 算 金 及 び 過 料	17,049
	2 市 預 金 利 子	110
	3 貸 付 金 元 利 収 入	836
	4 受 託 事 業 収 入	47,718
	5 雑 入	402,861
21 市 債		1,467,500
	1 市 債	1,467,500
歳 入 合 計		25,825,152

歳出

(単位：千円)

款	項	金額
1 議会費		238,450
	1 議会費	238,450
2 総務費		2,154,074
	1 総務管理費	1,626,666
	2 人権対策費	15,964
	3 徴税費	261,943
	4 戸籍住民基本台帳費	142,661
	5 選挙費	20,928
	6 統計調査費	44,330
	7 監査委員費	24,482
	8 市民会館費	17,100
3 民生費		10,821,505
	1 社会福祉費	5,450,570
	2 児童福祉費	4,563,625
	3 生活保護費	807,308
	4 災害救助費	2
4 衛生費		2,738,445
	1 保健衛生費	648,295
	2 清掃費	1,292,834
	3 上水道整備費	15,279
	4 病院費	782,037
5 労働費		5,298
	1 労働諸費	5,298
6 農林水産業費		658,205
	1 農業費	614,930
	2 林業費	43,275
7 商工費		457,972
	1 商工費	457,972
8 土木費		2,060,085
	1 土木管理費	10,239
	2 道路橋梁費	592,199
	3 河川費	36,757
	4 都市計画費	1,145,346

(単位：千円)

款	項	金額
	5 住宅費	275,544
9 消防費		1,107,718
	1 消防費	1,107,718
10 教育費		1,941,018
	1 教育総務費	371,690
	2 小学校費	229,991
	3 中学校費	126,166
	4 幼稚園費	128,169
	5 社会教育費	422,281
	6 保健体育費	662,721
11 災害復旧費		3
	1 農林水産施設災害復旧費	2
	2 公共土木施設災害復旧費	1
12 公債費		3,622,058
	1 公債費	3,622,058
13 諸支出金		321
	1 土地開発基金費	321
14 予備費		20,000
	1 予備費	20,000
歳出	合計	25,825,152

第2表 債務負担行為

事 項	期 間	限 度 額
市 議 会 だ よ り 印 刷	令和3年度	1,919千円
会 議 録 作 成 委 託	令和3年度～令和4年度	2,873千円
広 報 は し も と 印 刷 業 務	令和2年度～令和3年度	7,300千円
第三次橋本市男女共同参画計画策定業務委託	令和3年度	2,431千円
戸 籍 総 合 シ ス テ ム 更 改 事 業	令和3年度～令和7年度	16,821千円
橋本市地域福祉計画調査策定業務委託	令和3年度	3,520千円
道 路 施 設 点 検 委 託	令和3年度～令和5年度	52,500千円
橋 梁 修 繕 工 事	令和3年度	100,000千円
都 市 計 画 マ ス タ ー プ ラ ン 策 定 委 託	令和3年度～令和4年度	6,400千円
図 書 館 シ ス テ ム 借 上	令和2年度～令和7年度	25,165千円
学校給食センター調理及び配送業務委託	令和2年度～令和8年度	529,370千円

第3表 地方債

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
公共事業等	千円 153,900	証書借入 又は 証券発行	5.0% 以内 ただし、利率見直し方式で 借り入れる公的資金につい て、利率の見直しを行った 後においては、当該見直し 後の利率。	借入先の融通条 件による。 ただし、市財政の 都合により据置期 間及び償還期限 を短縮もしくは繰 上償還又は低利 に借換えることが できる。
防災・減災・国土強靱化緊急対策事業	3,700			
公営住宅建設事業	48,700			
学校教育施設等整備事業	2,900			
社会福祉施設整備事業	53,300			
一般廃棄物処理事業	7,400			
地域活性化事業	29,700			
地方道路等整備事業	10,800			
緊急防災・減災事業	148,000			
公共施設等適正管理推進事業	118,400			
緊急自然災害防止対策事業	32,100			
上水道整備事業	600			
市町村振興資金一般貸付	181,000			
臨時財政対策債	677,000			
計	1,467,500			

国民健康保険特別会計予算

令和 2 年度 橋本市国民健康保険特別会計予算

令和 2 年度橋本市の国民健康保険特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第 1 条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ 7,426,787 千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第 1 表 歳入歳出予算」による。

(一時借入金)

第 2 条 地方自治法第 235 条の 3 第 2 項の規定による一時借入金の借入れの最高額は、1,500,000 千円と定める。

(歳出予算の流用)

第 3 条 地方自治法第 220 条第 2 項ただし書の規定により歳出予算の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

(1) 保険給付費の各項に計上された予算額に過不足を生じた場合における同一款内でのこれらの経費の各項の間の流用

令和 2 年 2 月 25 日 提出

橋本市長 平 木 哲 朗

第 1 表 歳 入 歳 出 予 算

歳 入

(単位：千円)

款	項	金 額
1 国民健康保険税		1,284,819
	1 国民健康保険税	1,284,819
2 使用料及び手数料		50
	1 手 数 料	50
3 国 庫 支 出 金		11,680
	1 国 庫 補 助 金	11,680
4 県 支 出 金		5,393,711
	1 県 負 担 金 補 助 金	5,393,710
	2 財 政 安 定 化 基 金 支 出 金	1
5 財 産 収 入		1
	1 財 産 運 用 収 入	1
6 繰 入 金		699,498
	1 一 般 会 計 繰 入 金	516,414
	2 基 金 繰 入 金	183,084
7 繰 越 金		1
	1 繰 越 金	1
8 諸 収 入		37,027
	1 延 滞 金 加 算 金 及 び 過 料	23,152
	2 雑 入	13,875
歳 入 合 計		7,426,787

歳出

(単位：千円)

款	項	金額
1 総務費		98,146
	1 総務管理費	91,687
	2 徴税費	6,110
	3 運営協議会費	349
2 保険給付費		5,336,300
	1 療養諸費	4,636,000
	2 高額療養費	670,600
	3 移送費	100
	4 出産育児諸費	25,200
	5 葬祭諸費	3,300
	6 高額介護合算療養費	1,100
3 国民健康保険事業費納付金		1,887,181
	1 医療給付費分	1,319,930
	2 後期高齢者支援金等分	426,896
	3 介護納付金分	140,355
4 共同事業拠出金		9
	1 共同事業拠出金	9
5 保健事業費		89,269
	1 特定健康診査等事業費	71,683
	2 保健事業費	17,586
6 基金積立金		1
	1 基金積立金	1
7 公債費		27
	1 公債費	27
8 諸支出金		5,854
	1 償還金及び還付加算金	5,852
	2 繰出金	2
9 予備費		10,000
	1 予備費	10,000
歳出	合計	7,426,787

住宅新築資金等貸付事業特別会計予算

令和 2 年度 橋本市住宅新築資金等貸付事業特別会計予算

令和 2 年度橋本市の住宅新築資金等貸付事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第 1 条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ 10,308 千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第 1 表 歳入歳出予算」による。

令和 2 年 2 月 25 日 提出

橋本市長 平 木 哲 朗

第 1 表 歳 入 歳 出 予 算

歳 入

(単位：千円)

款	項	金 額
1 歳 出 金		290
	1 歳 補 助 金	290
2 財 産 収 入		1
	1 財 産 運 用 収 入	1
3 繰 入 金		174
	1 基 金 繰 入 金	174
4 繰 越 金		1
	1 繰 越 金	1
5 諸 収 入		9,842
	1 貸 付 金 元 利 収 入	9,832
	2 雑 入	10
歳 入 合 計		10,308

歳 出

(単位：千円)

款	項	金 額
1 住宅資金貸付等事業費		9,450
	1 住宅資金貸付等事業費	9,450
2 公 債 費		358
	1 公 債 費	358
3 予 備 費		500
	1 予 備 費	500
歳 出	合 計	10,308

駐車場事業特別会計予算

令和 2 年度 橋本市駐車場事業特別会計予算

令和 2 年度橋本市の駐車場事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第 1 条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ 9,706 千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第 1 表 歳入歳出予算」による。

令和 2 年 2 月 25 日 提出

橋本市長 平 木 哲 朗

第 1 表 歳 入 歳 出 予 算

歳 入

(単位：千円)

款	項	金 額
1 使用料及び手数料		2,563
	1 使用料	2,563
2 財産収入		1
	1 財産運用収入	1
3 繰入金		7,141
	1 基金繰入金	7,141
4 繰越金		1
	1 繰越金	1
歳 入 合 計		9,706

歳 出

(単位：千円)

款	項	金 額
1 駐 車 場 費		9,706
	1 駐 車 場 費	9,706
歳 出	合 計	9,706

墓園事業特別會計予算

令和 2 年度 橋本市墓園事業特別会計予算

令和 2 年度橋本市の墓園事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第 1 条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ 32,983 千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第 1 表 歳入歳出予算」による。

令和 2 年 2 月 25 日 提出

橋本市長 平 木 哲 朗

第 1 表 歳 入 歳 出 予 算

歳 入

(単位：千円)

款	項	金 額
1 使用料及び手数料		8,987
	1 使用料	8,985
	2 手数料	2
2 財産収入		1
	1 財産運用収入	1
3 繰越金		1
	1 繰越金	1
4 繰入金		23,994
	1 基金繰入金	23,994
歳 入 合 計		32,983

歳 出

(単位：千円)

款	項	金 額
1 墓 園 事 業 費		31,983
	1 墓 園 事 業 費	31,983
2 予 備 費		1,000
	1 予 備 費	1,000
歳 出	合 計	32,983

農業集落排水事業特別会計予算

令和 2 年度 橋本市農業集落排水事業特別会計予算

令和 2 年度橋本市の農業集落排水事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第 1 条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ 121,017 千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第 1 表 歳入歳出予算」による。

(債務負担行為)

第 2 条 地方自治法第 214 条の規定により債務を負担する行為をすることができる事項、期間及び限度額は、「第 2 表 債務負担行為」による。

(地方債)

第 3 条 地方自治法第 230 条第 1 項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第 3 表 地方債」による。

令和 2 年 2 月 25 日 提出

橋本市長 平 木 哲 朗

第 1 表 歳 入 歳 出 予 算

歳 入

(単位：千円)

款	項	金 額
1 分 担 金 及 び 負 担 金		5
	1 分 担 金	5
2 使 用 料 及 び 手 数 料		22,329
	1 使 用 料	22,329
3 繰 入 金		79,182
	1 一 般 会 計 繰 入 金	79,182
4 繰 越 金		1
	1 繰 越 金	1
5 市 債		19,500
	1 市 債	19,500
歳 入 合 計		121,017

歳 出

(単位：千円)

款	項	金 額
1 農 業 集 落 排 水 事 業 費		62,213
	1 農 業 集 落 排 水 事 業 費	62,213
2 公 債 費		57,804
	1 公 債 費	57,804
3 予 備 費		1,000
	1 予 備 費	1,000
歳 出	合 計	121,017

第2表 債務負担行為

事 項	期 間	限 度 額
公 営 企 業 会 計 移 行 支 援 業 務 委 託	令和3年度～令和5年度	21,494千円

第3表 地方債

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
農業集落排水事業	千円 19,500	証書借入 又は 証券発行	5.0% 以内	借入先の融通条件による。 ただし、市財政の都合により据置期間及び償還期限を短縮もしくは繰上償還又は低利に借換えることができる。

土地区画整理事業特別会計予算

令和 2 年度 橋本市土地区画整理事業特別会計予算

令和 2 年度橋本市の土地区画整理事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第 1 条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ 168,768 千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第 1 表 歳入歳出予算」による。

(一時借入金)

第 2 条 地方自治法第 235 条の 3 第 2 項の規定による一時借入金の借入れの最高額は、200,000 千円と定める。

令和 2 年 2 月 25 日 提出

橋本市長 平 木 哲 朗

第 1 表 歳 入 歳 出 予 算

歳 入

(単位：千円)

款	項	金 額
1 使用料及び手数料		690
	1 使用料	690
2 財産収入		30,000
	1 財産売払収入	30,000
3 繰入金		138,077
	1 一般会計繰入金	128,173
	2 基金繰入金	9,904
4 繰越金		1
	1 繰越金	1
歳 入	合 計	168,768

歳 出

(単位：千円)

款	項	金 額
1 土 地 区 画 整 理 事 業 費		81,075
	1 第 一 地 区 土 地 区 画 整 理 事 業 費	81,075
2 公 債 費		87,693
	1 公 債 費	87,693
歳 出	合 計	168,768

介護保険特別会計予算

令和 2 年度 橋本市介護保険特別会計予算

令和 2 年度橋本市の介護保険特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第 1 条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ 7,189,873 千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第 1 表 歳入歳出予算」による。

(債務負担行為)

第 2 条 地方自治法第 214 条の規定により債務を負担する行為をすることができる事項、期間及び限度額は、「第 2 表 債務負担行為」による。

(歳出予算の流用)

第 3 条 地方自治法第 220 条第 2 項ただし書の規定により歳出予算の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

(1) 保険給付費の各項に計上された予算額に過不足を生じた場合における同一款内でのこれらの経費の各項の間の流用

令和 2 年 2 月 25 日 提出

橋本市長 平 木 哲 朗

第 1 表 歳 入 歳 出 予 算

歳 入

(単位：千円)

款	項	金 額
1 保 険 料		1,532,682
	1 介 護 保 険 料	1,532,682
2 使 用 料 及 び 手 数 料		1,621
	1 使 用 料	1,620
	2 手 数 料	1
3 国 庫 支 出 金		1,640,189
	1 国 庫 負 担 金	1,199,447
	2 国 庫 補 助 金	440,742
4 支 払 基 金 交 付 金		1,862,839
	1 支 払 基 金 交 付 金	1,862,839
5 県 支 出 金		1,023,098
	1 県 負 担 金	967,527
	2 県 補 助 金	55,571
6 財 産 収 入		1
	1 財 産 運 用 収 入	1
7 繰 入 金		1,128,859
	1 一 般 会 計 繰 入 金	1,112,980
	2 基 金 繰 入 金	15,879
8 繰 越 金		1
	1 繰 越 金	1
9 諸 収 入		583
	1 延 滞 金 加 算 金 及 び 過 料	2
	2 雑 入	581
歳 入 合 計		7,189,873

歳 出

(単位：千円)

款	項	金 額
1 総 務 費		175,408
	1 総 務 管 理 費	96,528
	2 徴 収 費	2,634
	3 介 護 認 定 審 査 会 費	76,246
2 保 険 給 付 費		6,668,713
	1 介 護 サ ー ビ ス 等 諸 費	5,982,800
	2 介 護 予 防 サ ー ビ ス 等 諸 費	217,670
	3 そ の 他 諸 費	7,143
	4 高 額 介 護 サ ー ビ ス 等 費	156,200
	5 高 額 医 療 合 算 介 護 サ ー ビ ス 等 費	30,300
	6 特 定 入 所 者 介 護 サ ー ビ ス 等 費	274,600
3 地 域 支 援 事 業 費		333,147
	1 包 括 的 支 援 事 業 ・ 任 意 事 業 費	220
	2 介 護 予 防 ・ 生 活 支 援 サ ー ビ ス 事 業 費	197,018
	3 一 般 介 護 予 防 事 業 費	36,970
	4 包 括 的 支 援 事 業 ・ 任 意 事 業 費	98,939
4 基 金 積 立 金		1
	1 基 金 積 立 金	1
5 諸 支 出 金		2,604
	1 償 還 金 及 び 還 付 加 算 金	2,603
	2 繰 出 金	1
6 予 備 費		10,000
	1 予 備 費	10,000
歳 出	合 計	7,189,873

第2表 債務負担行為

事 項	期 間	限 度 額
きらり（高齢者福祉広報紙）印刷	令和2年度～令和3年度	480千円

後期高齢者医療特別会計予算

令和 2 年度 橋本市後期高齢者医療特別会計予算

令和 2 年度橋本市の後期高齢者医療特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第 1 条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ 1,795,560 千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第 1 表 歳入歳出予算」による。

令和 2 年 2 月 25 日 提出

橋本市長 平 木 哲 朗

第 1 表 歳 入 歳 出 予 算

歳 入

(単位：千円)

款	項	金 額
1 保 険 料		696,298
	1 後 期 高 齢 者 医 療 保 険 料	696,298
2 使 用 料 及 び 手 数 料		2
	1 手 数 料	2
3 繰 入 金		1,098,186
	1 一 般 会 計 繰 入 金	1,098,186
4 諸 収 入		1,073
	1 延 滞 金 加 算 金 及 び 過 料	2
	2 償 還 金 及 び 還 付 加 算 金	770
	3 雑 入	301
5 繰 越 金		1
	1 繰 越 金	1
歳 入	合 計	1,795,560

歳出

(単位：千円)

款	項	金額
1 総務費		36,436
	1 総務管理費	36,266
	2 徴収費	170
2 後期高齢者医療広域連合納付金		1,756,857
	1 後期高齢者医療広域連合納付金	1,756,857
3 諸支出金		771
	1 諸支出金	770
	2 繰出金	1
4 保健事業費		496
	1 保健事業費	496
5 予備費		1,000
	1 予備費	1,000
歳出	合計	1,795,560

工業団地造成事業特別会計予算

令和 2 年度 橋本市工業団地造成事業特別会計

令和 2 年度橋本市の工業団地造成事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第 1 条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ 1,525,036 千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第 1 表 歳入歳出予算」による。

(債務負担行為)

第 2 条 地方自治法第 214 条の規定により債務を負担する行為をすることができる事項、期間及び限度額は、「第 2 表 債務負担行為」による。

(地方債)

第 3 条 地方自治法第 230 条第 1 項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第 3 表 地方債」による。

令和 2 年 2 月 25 日 提出

橋本市長 平 木 哲 朗

第 1 表 歳 入 歳 出 予 算

歳 入

(単位：千円)

款	項	金 額
1 国 庫 支 出 金		1,265
	1 国 庫 補 助 金	1,265
2 県 支 出 金		755,406
	1 県 補 助 金	300,000
	2 県 委 託 金	455,406
3 繰 入 金		44,547
	1 基 金 繰 入 金	44,547
4 諸 収 入		454,918
	1 雑 入	454,918
5 市 債		268,900
	1 市 債	268,900
歳 入 合 計		1,525,036

歳 出

(単位：千円)

款	項	金 額
1 工業団地造成事業費		1,524,877
	1 工業団地造成事業費	1,524,877
2 公 債 費		159
	1 公 債 費	159
歳 出	合 計	1,525,036

第2表 債務負担行為

事 項	期 間	限 度 額
現 場 技 術 支 援 業 務 委 託	令和3年度～令和4年度	32,780千円

第3表 地方債

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
和歌山県工業団地等整備資金貸付	千円 268,900	証書借入	無利子	満期一括償還 (貸付期間:10年 以内)

水道事業会計予算

令和2年度 橋本市水道事業会計予算

(総 則)

第1条 令和2年度橋本市水道事業会計の予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第2条 業務の予定量は、次のとおりとする。

(1) 給 水 戸 数	26,928 戸
(2) 総 給 水 量	7,911,905 m ³
(3) 一 日 平 均 給 水 量	21,676 m ³
(4) 主 な 建 設 工 事	
(イ) 配水施設建設改良工事	106,678 千円
(ロ) 上水道拡張工事	9,845 千円

(収益的収入及び支出)

第3条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

収 入	
第1款 水道事業収益	1,932,572 千円
第1項 営業収益	1,465,407 千円
第2項 営業外収益	427,867 千円
第3項 特別利益	39,298 千円
支 出	
第1款 水道事業費用	1,757,614 千円
第1項 営業費用	1,591,749 千円
第2項 営業外費用	86,432 千円
第3項 特別損失	74,433 千円
第4項 予備費	5,000 千円

(資本的収入及び支出)

第4条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める(資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額357,803千円は過年度分損益勘定留保資金357,803千円で補てんするものとする)。

収 入	
第1款 資本的収入	33,487 千円
第1項 国庫支出金	1 千円
第2項 負担金	1 千円
第3項 繰入金	4,811 千円
第4項 出資金	1,101 千円
第5項 補償金	15,470 千円
第6項 受託金	1 千円
第7項 固定資産売却代金	2 千円
第8項 企業債	12,100 千円

支 出

第1款	資 本 的 支 出	391,290 千円
	第1項 建設改良費	147,953 千円
	第2項 拡張費	61,567 千円
	第3項 企業債償還金	180,770 千円
	第4項 予備費	1,000 千円

(継続費)

第5条 継続費の総額及び年割額、次のとおりと定める。

款	項	事業名	総額	年度	年割額
1	資本的 支出	橋本市浄水場 第1期更新事業	2,956,000 千円	令和2年度	39,800千円
				令和3年度	27,960千円
				令和4年度	982,940千円
				令和5年度	1,905,300千円

(債務負担行為)

第6条 債務負担行為をすることができる事項、期間及び限度額は、次のとおりと定める。

事 項	期 間	限 度 額
橋本市浄水場運転管理業務委託 (施設更新後)	令和2年度から 令和19年度まで	1,694,000千円
営業関連業務委託	令和2年度から 令和7年度まで	474,238千円

(企業債)

第7条 起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、次のとおりと定める。

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
拡張工事費	12,100千円	証書借入	3.5% 以内	借入先の融通条件 による。

(一時借入金)

第8条 一時借入金の限度額は、700,000千円と定める。

(予定支出の各項の経費の金額の流用)

第9条 予定支出の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

- (1) 第1款水道事業費用のうち、第1項営業費用、第2項営業外費用、第3項特別損失に係る項間の流用。
- (2) 第1款資本的支出のうち、第1項建設改良費、第2項拡張費、第3項企業債償還金に係る項間の流用。

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費)

第10条 次に掲げる経費については、その経費の金額を、それ以外の経費の金額に流用し、又はそれ以外の経費をその経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならない。

(1) 職員給与費 182,212 千円

(たな卸資産の購入限度額)

第11条 たな卸資産の購入限度額は、41,551千円と定める。

令和2年2月25日 提出

橋本市長 平木哲朗

下水道事業会計予算

令和2年度 橋本市下水道事業会計予算

(総則)

第1条 令和2年度橋本市下水道事業会計の予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第2条 業務の予定量は、次のとおりとする。

(1) 接 続 戸 数	10,429 戸
(2) 年 間 排 水 量	3,707,129 m ³
(3) 一 日 平 均 排 水 量	10,156 m ³
(4) 主要な建設改良事業	
汚水管渠整備事業	95,937 千円
雨水管渠整備事業	79,915 千円
流域下水道整備事業	113,657 千円

(収益的収入及び支出)

第3条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

収 入

第1款 下 水 道 事 業 収 益	1,759,192 千円
第1項 営 業 収 益	701,438 千円
第2項 営 業 外 収 益	1,057,751 千円
第3項 特 別 利 益	3 千円

支 出

第1款 下 水 道 事 業 費 用	1,777,329 千円
第1項 営 業 費 用	1,577,057 千円
第2項 営 業 外 費 用	194,870 千円
第3項 特 別 損 失	402 千円
第4項 予 備 費	5,000 千円

(資本的収入及び支出)

第4条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。(資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額407,952千円は資本的収支消費税及び地方消費税調整額20,677千円及び当年度分損益勘定留保資金387,275千円で補填するものとする。)

収 入

第1款 資 本 的 収 入	719,028 千円
第1項 国 庫 支 出 金	33,910 千円
第2項 負 担 金	14,500 千円
第3項 他 会 計 補 助 金	1,214 千円

第4項	他会計出資金	138,703千円
第5項	企業債	530,700千円
第6項	基金	1千円

支出

第1款	資本的支出	1,126,980千円
第1項	建設改良費	320,284千円
第2項	企業債償還金	802,587千円
第3項	基金積立金	3,109千円
第4項	予備費	1,000千円

(債務負担行為)

第5条 債務負担行為をすることができる事項、期間、限度額は、次のとおりと定める。

事項	期間	限度額
排水設備工事に係る利子補給	令和2年度～令和6年度	当該利子補給対象融資額に対する3%相当額利息

(企業債)

第6条 起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、次のとおりと定める。

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
下水道事業	530,700千円	証書借入 又は 証券発行	5.0%以内 ただし、利率見直し方式で借入れる場合、利率の見直しを行った後においては当該見直し後の利率。	借入先の融通条件による。 ただし、据置き期間及び償還期間を短縮し、もしくは繰上償還又は低利に借換えすることができる。

(一時借入金)

第7条 一時借入金の限度額は、800,000千円と定める。

(予定支出の各項の経費の金額の流用)

第8条 予定支出の各項の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

- (1) 第1款下水道事業費用のうち、第1項営業費用、第2項営業外費用、第3項特別損失に係る項間の流用
- (2) 第1款資本的支出のうち、第1項建設改良費、第2項企業債償還金、第3項基金積立金に係る項間の流用

(議会の議決を得なければ流用することができない経費)

第9条 次に掲げる経費については、その経費の金額をそれ以外の経費の金額に流用し、又はそれ以外の経費をその経費の金額に流用する場合は、議会の議決を得なければならない。

(1) 職員給与費 76,882 千円

(他会計からの補助金)

第10条 他会計からの補助金の金額は、以下のとおりである。

(1) 下水道事業に助成するため、一般会計からこの会計へ補助を受ける金額は、476,029 千円である。

(2) 工業団地造成事業の工事費等に充てるため、工業団地造成事業特別会計からこの会計へ補助を受ける金額は、1,573 千円である。

令和 2 年 2 月 25 日 提出

橋本市長 平木 哲朗

病院事業会計予算

令和2年度 橋本市病院事業会計予算

(総則)

第1条 令和2年度橋本市病院事業会計予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第2条 業務の予定量は、次のとおりとする。

(1) 病 床 数	300 床
(2) 年 間 患 者 数	
入 院	91,250 人
外 来	140,940 人
(3) 1 日 平 均 患 者 数	
入 院	250 人
外 来	580 人
(4) 主要な建設改良事業	
(イ) 医療機器等整備事業	事業費 70,000 千円
(ロ) 建物附属設備整備事業	事業費 100,000 千円

(収益的収入及び支出)

第3条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

収 入	
第1款 病院事業収益	7,633,747 千円
第1項 医 業 収 益	6,793,445 千円
第2項 医 業 外 収 益	731,131 千円
第3項 訪 問 看 護 収 益	64,991 千円
第4項 特 別 利 益	44,180 千円
支 出	
第1款 病院事業費用	7,697,921 千円
第1項 医 業 費 用	7,426,191 千円
第2項 医 業 外 費 用	202,339 千円
第3項 訪 問 看 護 費 用	64,791 千円
第4項 特 別 損 失	3,600 千円
第5項 予 備 費	1,000 千円

(資本的収入及び支出)

第4条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。(資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額345,189千円は当年度分損益勘定留保資金345,189千円で補てんするものとする。)

収 入	
第1款 資本的収入	471,761 千円
第1項 他会計負担金	300,711 千円
第2項 企 業 債	170,000 千円
第3項 投 資	1,050 千円

支 出	
第1款 資本的支出	816,950 千円
第1項 建設改良費	179,416 千円
第2項 投 資	16,067 千円
第3項 企業債償還金	621,467 千円

(特例的収入及び支出)

第4条の2 地方公営企業法施行令第4条第4項の規定により、当該事業年度に属する債権及び債務として整理する未収金及び未払金の金額は、それぞれ8,389千円及び909千円とする。

(企業債)

第5条 起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は次のとおりと定める。

起債の目的	限度額	起債の方法
病院事業	170,000千円	証書借入

利 率	償還の方法
3.5%以内	借入先の融通条件による。

(一時借入金)

第6条 一時借入金の限度額は、2,000,000千円と定める。

(予定支出の各項の経費の金額の流用)

第7条 予定支出の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

- (1) 医 業 費 用
- (2) 医 業 外 費 用
- (3) 訪 問 看 護 費 用
- (4) 特 別 損 失
- (5) 建 設 改 良 費

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費)

第8条 次に掲げる経費については、その経費の金額をそれ以外の経費に流用し、又はそれ以外の経費をその経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならない。

- (1) 職 員 給 与 費 3,974,262 千円
- (2) 交 際 費 3,050 千円

(他会計からの補助金)

第9条 病院事業運営のため一般会計及び国民健康保険特別会計からこの会計へ補助を受ける金額は146,718千円である。

(たな卸資産の購入限度額)

第10条 たな卸資産の購入限度額は、726,698千円と定める。

令和2年2月25日 提出

橋本市長 平木 哲朗